

発議第6号

子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の
提出について

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出するものとする。

平成28年10月12日

伊勢市議会教育民生委員会
委員長 藤原清史

子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書

厳しい経済・雇用情勢は、子どもたちのくらしや学びに大きな影響を与えている。

2012年における、日本のすべての教育支出に占める私費負担の割合は29.9%で、OECD平均の16.5%を大きく上回っている。

全国で16.3%、6人に1人の子どもが貧困状態にあり（2012年度 厚生労働省）、三重県においても8.6人に1人の子どもが就学援助を受けている（2013年度 三重県）。厳しい状況におかれた子どもたちに寄りそう教育や、一人ひとりの人権・学習権を保障する支援策が喫緊の課題となっている。

このようななか、子どもの貧困対策の推進に関する法律が2014年1月に施行され、8月には、子供の貧困対策に関する大綱が閣議決定された。

今後、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の配置拡充等、国による支援策が必要である。

高等学校段階においては、入学料・教材費・部活動のための経費等の保護者負担は重く、「学びたくても学べない」という状況は依然大きな課題である。2014年度から高等学校等就学支援金制度が導入され、三重県内においては高校生等奨学給付金制度が導入されている。しかし、修業年限を超えて在籍する生徒には適用されない等の課題がある。

また、高等教育段階における貸与型奨学金については、卒業後にその返還が大きな負担となっており、給付型奨学金の創設が強く望まれている。

高等学校等就学支援金制度の充実、奨学金制度の改善などのより一層の支援策が必要である。

家庭での経済格差を教育の格差につなげないよう、制度・施策のより一層の充実が求められている。

よって、国におかれては、子どもの貧困対策の充実と就学・修学支援に関わる制度を拡充されるよう強く切望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成 年 月 日

伊勢市議会議長 中山裕司

衆議院議長	大島理森	}	殿
参議院議長	伊達忠一		
内閣総理大臣	安倍晋三		
総務大臣	高市早苗		
財務大臣	麻生太郎		
文部科学大臣	松野博一		